

豚熱ワクチンについて

令和5年8月30日

肝属家畜保健衛生所

1 豚熱ワクチンについて

- (1) 野生いのししに対するワクチン
- (2) 飼養豚に対するワクチン

(1) 野生いのししに対するワクチン

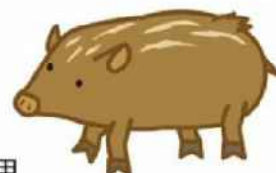
対象：野生いのしし



(農水より)



現在、海外製の
経口ワクチンを使用



方法：野外散布による経口投与

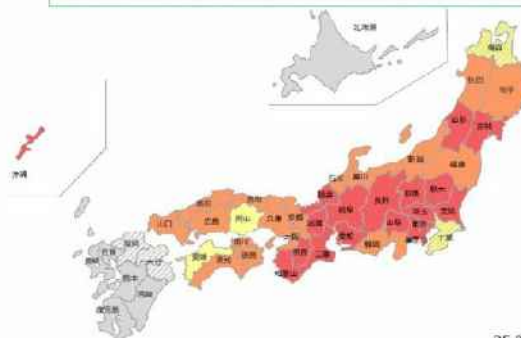
各地域の経口ワクチン散布状況

野外散布方法：

空中散布

手作業による散布

(埋設散布，直接散布)



RS.3.15 現在

現在，豚熱陽性が確認されている県とその隣接県等の39都府県のうち，沖縄・青森・千葉を除く36都府県で散布。

経口ワクチンの使用時期等

○原則1年間

①前期（4月～6月）

②後期（11月～3月）

各期，4週間隔程度で，2回散布。

→ 年4回



○散布地域・地区は以下の観点を踏まえ，決定。

- ①養豚場等の分布・位置・戸数及び各養豚場等の規模
- ②野生いのししにおける豚熱感染状況
- ③野生いのししの捕獲実績，目撃情報，調査結果等に基づき推定される野生いのししの生息状況
- ④物理的障壁の有無（広い川幅の河川，防護柵，高速道路，市街地等）
- ⑤専門家，地域の狩猟・捕獲関係者等の助言

(2) 飼養豚に対するワクチン

対象：

ワクチン接種区域内で飼養されている全ての豚等

方法：

皮下注射 筋肉内注射

接種部位：

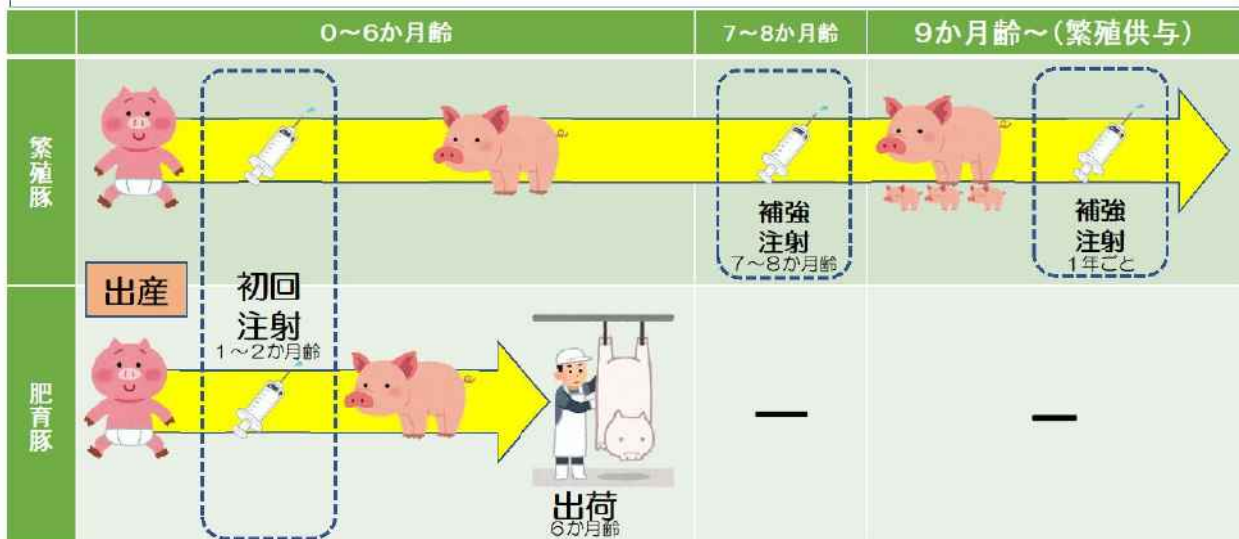
耳根部後方の頸側部，臀部



現在，北海道，九州7県を除く39都府県が，豚熱のワクチン接種推奨地域に指定。

予防的ワクチンの接種

- 豚熱ワクチンは用法用量及びその参考事項に従い使用
 - 1) 子豚：母豚からの移行抗体を考慮し、1～2か月齢時に初回の注射を行う
 - 2) 繁殖候補豚：初回注射から6か月後に補強注射を行う
 - 3) 繁殖豚：補強注射後1年ごとに注射する
- 肥育豚（肉用豚）は約6か月齢で出荷 ⇒ 基本的に**1回接種**
- 繁殖豚（母豚）の平均供与期間は3年 ⇒ 供与期間によるが**2回以上接種**



2 予防的ワクチン接種の開始

- ①野生いのししにおける豚熱感染が継続的に確認される。
- ②衛生管理の徹底のみでは、豚等における感染の防止が困難。



国：

都道府県知事による予防的ワクチン接種命令の実施を認める。

①野生いのししでの豚熱感染状況，②周辺農場の環境要因を考慮して，ワクチン接種推奨区域を設定。



ワクチン接種プログラムを作成，国が確認。



ワクチン接種命令の告示。



法50条に基づく，豚熱ワクチンの使用許可。

3 ワクチン接種体制

ワクチンは誰が打つのか？



「豚の所有者は、下記3つの接種方法から選択」

- (1) 家畜防疫員（県獣医師職員）による接種
- (2) 知事認定獣医師による接種

県知事が適時性及び適切性に係る要件を満たすと判断して認定する獣医師
（獣医師の属する団体を含む）

(3) 登録飼養衛生管理者による接種

- 登録飼養衛生管理者が自農場におけるワクチン接種を実施。

令和4年12月23日の防疫指針一部変更により追加

4 登録飼養衛生管理者とは？

登録飼養衛生管理者とは

後ほど説明

認定農場において、
家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示・監督の下、
適時性及び適切性に係る要件を満たすと県知事が判断した
飼養衛生管理者



登録飼養衛生管理者の要件

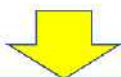
- 適時性
 - ・ 適切な時期にワクチン接種を行うことができる。
- 適切性
 - ・ 家畜保健衛生所又は知事認定獣医師との連携が緊密に取れ、その指示及び指導に従う。
 - ・ 豚熱ワクチン接種に必要な知識及び技術を習得している。

登録飼養衛生管理者研修会への参加が必要

登録飼養衛生管理者研修会



- 開催 都道府県
- 研修内容
 - ① 知識（基礎）
 - ア 家畜の飼養衛生管理
 - イ 豚熱ワクチンの基礎知識
 - ② 知識（制度）
 - ウ 飼養衛生管理者による豚熱ワクチンの接種に係る制度
 - ③ 接種技術
 - エ 豚熱ワクチン接種の方法



- フォローアップ研修 知識及び技術の維持並びに向上を図る
登録者は毎年1回以上研修を受講する必要

5 登録飼養衛生管理者が ワクチンを接種する農場の条件

認定農場

(県知事が認定)

認定農場の要件（1）

飼養衛生管理基準を遵守している農場

かつ

家畜保健衛生所との連携及び家畜防疫員又は知事認定獣医師との連携が緊密に取れ、その指示及び指導に従うこと。



飼養衛生管理基準の不遵守事項があるのですが、どうしたらいいのでしょうか？



飼養衛生管理基準の不遵守事項がある場合は、改善方針等を定め、遵守に向けて取り組みましょう

※改善方針の内容：改善すべき事項、具体的な改善方法、改善すべき期限等

認定農場の要件（2）

ワクチン管理体制

- ① 豚熱ワクチンの適時適切な接種及び厳格な管理に係る作業手順書の作成。
- ② 防疫指針に示される認定農場及び登録飼養衛生管理者が満たすべき要件等を遵守する体制の整備。



作業手順書作成後、都道府県が実行体制について確認の上、農場を認定。

ポイント

- 適切な作業手順書になっているか。
- ワクチンを保管する冷蔵庫や注射器、注射針等のワクチン接種に必要な備品はあるか。
- 作業手順書に基づく実行体制が実際に取れているか。

（1）県知事から法第50条に基づくワクチン使用の許可を得る許可を得るには以下の要件を満たすことが必要。

- （1）認定農場において接種を行う者が、登録飼養衛生管理者に限られていること。
- （2）登録飼養衛生管理者が次の事項を遵守していること。
 - ① 留意事項14に基づく家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示に従い、接種を実施すること。
 - ② 作業手順書に従うこと。
 - ③ 申請に係る接種対象農場以外への接種を行わないこと。
 - ④ ワクチンの譲渡又は引渡しを行わないこと。
 - ⑤ 豚熱ワクチン接種票で指示されたワクチン接種の実施期間を遵守すること。
 - ⑥ ワクチン接種後にワクチン接種豚等にマーキングするとともに、当該豚等を移動する場合には標識を付すこと。
- （3）ワクチン等の管理を適切に実施すること。
- （4）ワクチン接種の実施状況について、都道府県知事に対して毎月報告すること。

認定後の確認

県による要件の遵守状況の確認

●原則として次の事項を定期的に実施する。

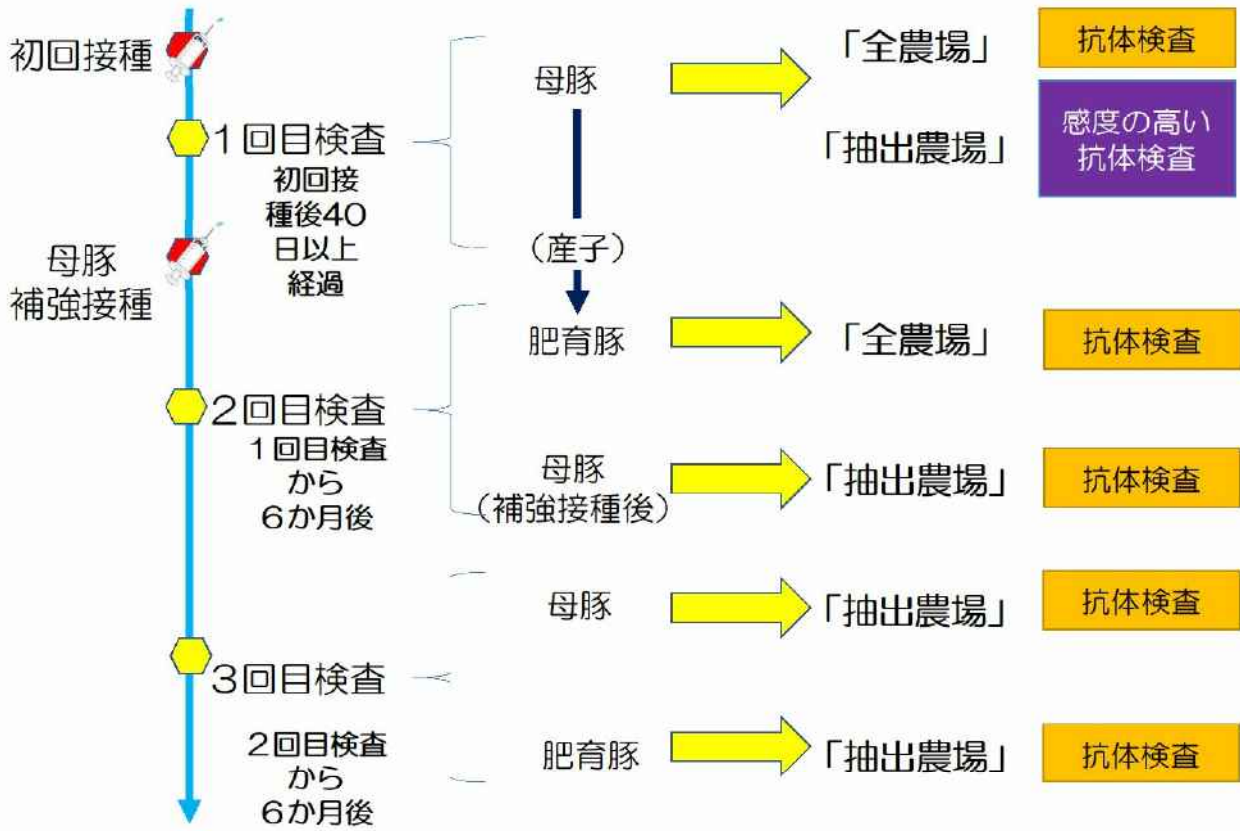
- (1) ワクチン接種計画、接種実績及びワクチンの使用数量を毎月突合すること。
- (2) 少なくとも年1回は立入検査を実施すること。
- (3) 少なくとも年1回は**免疫付与状況確認検査**を実施すること。



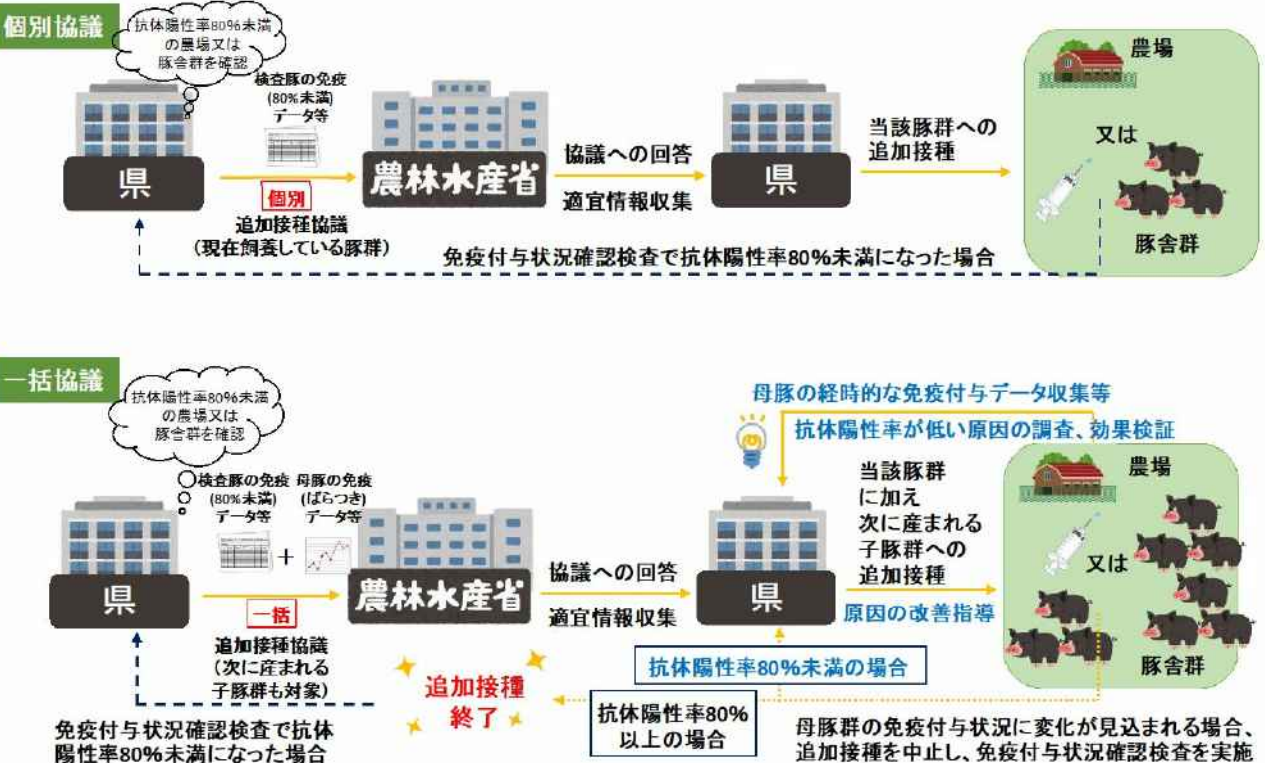
6 ワクチン接種後に行うこと

- ・免疫付与状況確認検査
- ・ワクチン追加接種

免疫付与状況確認検査



ワクチン追加接種



豚等飼養者のみなさまへ



ワクチン接種農場においても豚熱が発生している

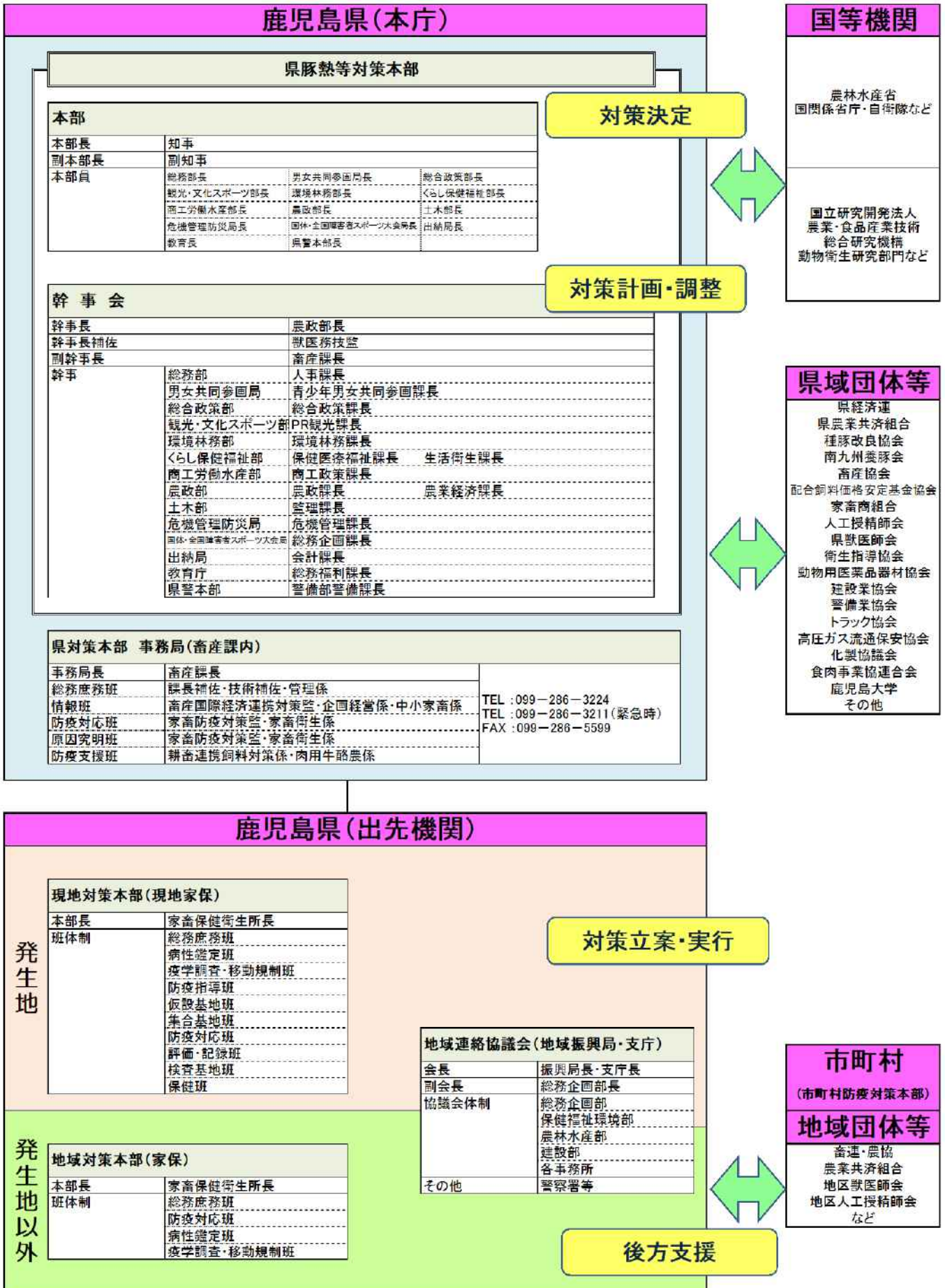
豚熱ウイルスの農場侵入防止のためには・・・
やはり**飼養衛生管理の徹底**が必要不可欠！

不遵守事項がある場合は
改善に取り組みましょう。

豚熱防疫演習

(2) 参考資料

CSF等に対する本県の防疫体制について



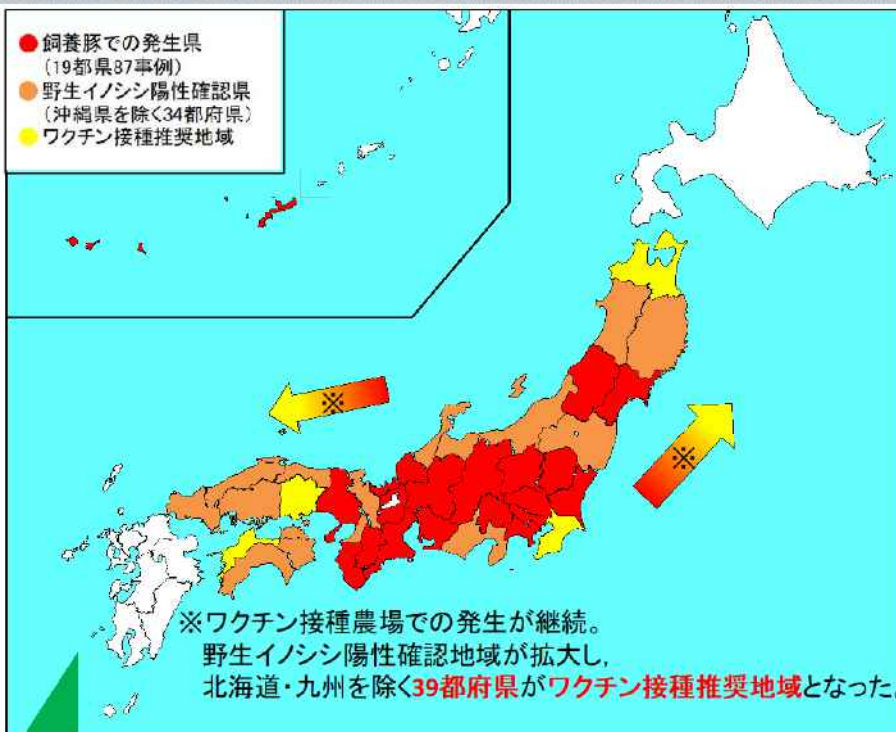
防疫対策上の関係機関・団体の役割分担

作業内容		県	家保 ^{※1}	振興局・支庁	市町村	農協団体等 ^{※2}	共済 ^{※3}	獣医師	その他
検査結果の連絡(連絡網)		◎	◎	○	◎	○	○	○	○
対策本部設置(県、現地)		◎	◎	○	○	○	○	○	○
発生に関する広報		◎		○	◎				
防疫作業日程調整		◎	◎	○	○	○	○		
発生農場の情報収集・整理			◎	○	○	○	○	○	
防疫措置従事者の動員		◎	◎	◎	◎	○	○	○	
防疫資材の確保		○	◎	◎	○	○			○
と殺(殺処分)方法の検討・決定		◎	◎						
防疫措置従事者の健康相談		◎		◎					
発生農場防疫措置	と殺(殺処分)家畜・物品の評価	○	◎		○	○			
	と殺(殺処分)		◎				○	○	
	と殺(殺処分)補助(保定, 運搬等)			◎	◎	○	○	○	○
	埋却作業		◎	○	○	○	○	○	○
	農場・周辺の消毒		◎	○	○	○	○	○	
	水源・電力の確保				◎				
埋却地関係	候補地の選定	◎	◎	○	◎				◎(国)
	必要面積の算出		◎	○	○				
	候補地の事前調査	○	◎	◎	◎				
	重機の確保	○	◎		○	○			○
制限区域関係	移動・搬出制限区域の設定	◎	◎	○	○				
	制限区域の広報	◎		○	◎				
通行制限	道路使用の調整		◎		◎				◎(警察)
	交通規制標示		◎		○				
	制限内容の広報	◎			◎				
集合施設関係	集合施設の選定・確保		○		◎				
	集合施設の管理・運営		◎	○	◎				
	作業員の移送方法の検討		○	○	◎				
発生状況確認検査 清浄性確認検査	対象農場の確認	◎	◎	○	○	○			
	ルート等計画策定	◎	◎		○	○	○		
	獣医師の派遣	◎	◎				○	○	
	案内員の派遣				◎	◎			
周辺住民への対応	周辺住民への調整等		○	○	◎				
消毒ポイント関係	候補地の調査・選定	○	◎	◎	◎				
	消毒ポイント管理・運営		○	◎					
	消毒作業人員派遣	○	○	◎	○	○	○		○
	道路使用の調整			◎	◎				
追跡調査	疫学関連農場・施設の疫学調査	◎	◎		○	○			
	疫学関連農場・施設の立入検査		◎		○	○	○	○	
事前準備	防疫演習の開催による情報共有	◎	◎	○	○	○	○	○	○
	緊急連絡網の整備	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○
	埋却候補地の確保	◎	◎		◎				◎(国)
	農場リスト, 防疫マップの整備	◎	◎		○				

※1:家畜保健衛生所, ※2:農業協同組合及び系列団体等, ※3:農業共済組合 ◎:主体となり活動 ○:協力

個々の農場で、地域ぐるみで、農場防疫対策の強化により

豚熱 (CSF) の侵入を防ぎましょう！



豚熱予防的ワクチン接種の対象地域の拡大状況 (R5.8.2現在)

- ・ 平成30年9月以降
19都県の養豚場で
87事例発生
(R5.8.2現在)
- ・ 野生イノシシ陽性
確認地域が
34都府県に拡大
- ・ ワクチン
接種推奨地域に
39都府県が指定

「飼養衛生管理基準」を確認し、衛生管理をチェック、改善、万全の農場防疫対策を！

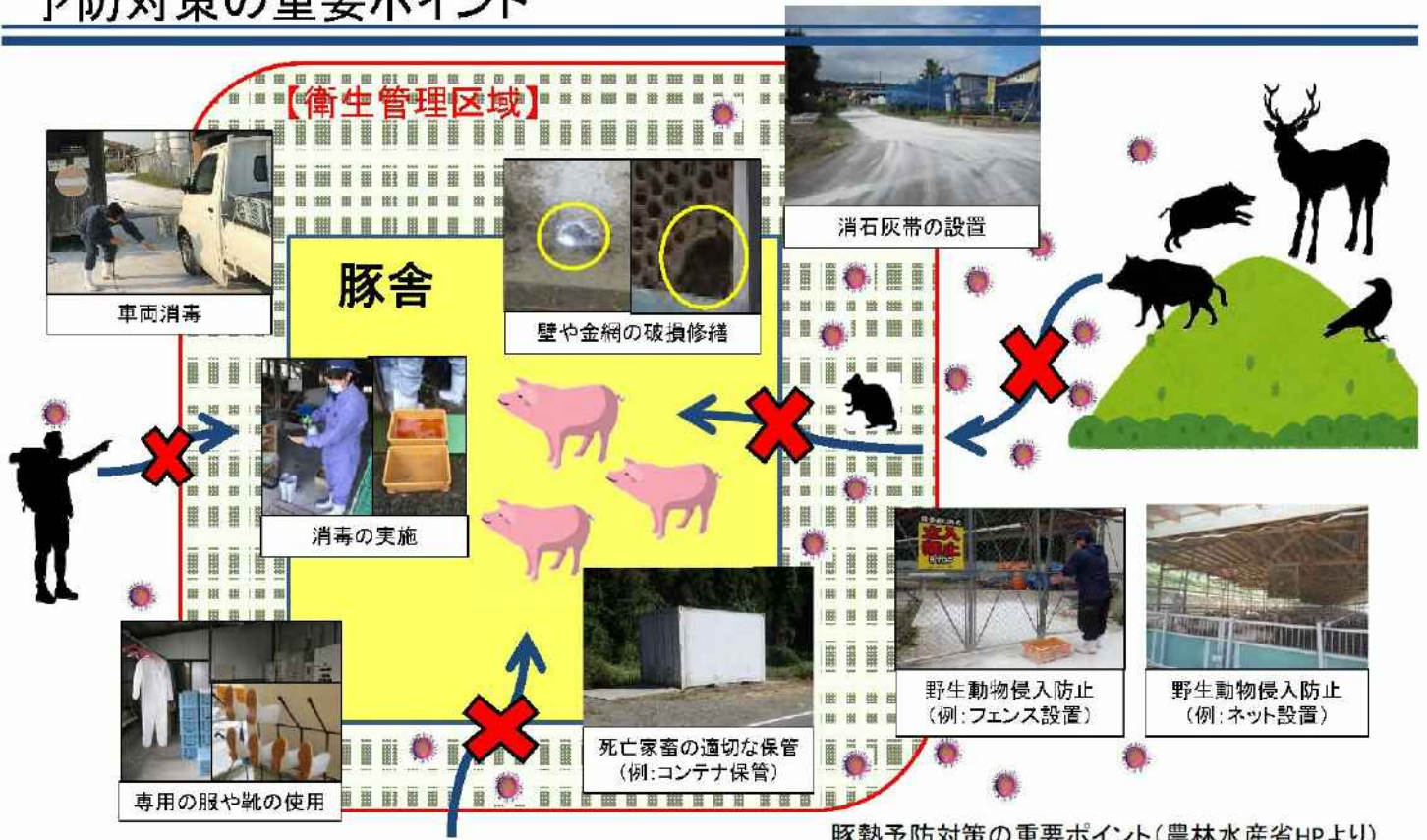
○「飼養衛生管理基準」のポイント

県メールマガジン登録用QRコード→



- ・ **最新情報**(家畜伝染病発生情報等)の**確認**
 - ・ 農水省HP、県メールマガジンの活用
- ・ **衛生管理区域**の設定と**消毒**の徹底
 - ・ 衛生管理区域専用の**作業衣・靴**設置
 - ・ 衛生管理区域入退場時の**車両消毒**、**手指消毒**
 - ・ 定期的な畜舎、器具の**清掃・消毒**
 - ・ 畜舎専用の**作業衣・靴**の設置
 - ・ 畜舎等出入時の**手指**、**作業衣**、**靴**の消毒
 - ・ 外部からの**人**、**車両**の**進入の制限**
 - ・ 畜産関係施設での**交差汚染防止対策**の徹底
- ・ **野生動物や害虫**の侵入防止、**駆除**
 - ・ **防護柵**・**防鳥ネット**の適切な設置、**ねずみ駆除**
- ・ 家畜の健康管理と**早期通報**
 - ・ 農場に立ち入った人、車両、導入家畜の**記録**
 - ・ 外部からの導入家畜の**隔離**と**健康観察**
- ・ 万一の発生に備えた**埋却地の準備**

予防対策の重要ポイント



豚熱(CSF)の症状

発熱, 食欲不振, 元氣消失, うずくまり, 呼吸障害等

重症例は後軀麻痺, 運動失調, 四肢の激しい痙縮などの神経症状, 皮下出血による紫斑(耳翼, 尾, 腹部, 内股部)を呈して死亡



(写真: 農林水産省HP(写真出展: 岐阜県)より)

異状を見つけたら直ちに最寄りの家畜保健衛生所に通報しましょう!

家畜保健衛生所	住所	電話番号	家畜保健衛生所	住所	電話番号
鹿児島中央家畜保健衛生所	日置市東市来町湯田1678	099-274-7555	南薩家畜保健衛生所	南九州市知覧町郡4210-18	0993-83-2156
〃 熊毛支所	熊毛郡中種子町野間6065	0997-27-0036	北薩家畜保健衛生所	薩摩川内市上川内町5568-1	0996-22-2184
〃 大島支所	奄美市笠利町中金久77	0997-63-0045	始良家畜保健衛生所	始良市加治木町木田1641-1	0995-62-3070
〃 〃 喜界町駐在	大島郡喜界町湾160-1	0997-65-0046	曾於家畜保健衛生所	志布志市松山町新橋21-17	099-487-2351
〃 〃 瀬戸内町駐在	大島郡瀬戸内町瀬久井西20-6	0997-72-0246	肝属家畜保健衛生所	鹿屋市西蔵川町145-1	0994-43-2515
〃 徳之島支所	大島郡徳之島町亀津913	0997-83-0074			
〃 〃 和泊町駐在	大島郡和泊町和泊500-4	0997-92-0043	(公社)鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会	鹿児島市郡元3丁目3番32号	099-258-6618
〃 〃 与論町駐在	大島郡与論町茶花1420-2	0997-97-2033	鹿児島県農政畜産課	鹿児島市鴨池新町10番1号	099-286-3224

近隣諸国では、アフリカ豚熱(ASF), 口蹄疫も続発しています。
農場防疫対策の強化により, 家畜伝染病の侵入を阻止しましょう!

山林に立ち入る皆さまへ

豚熱ウイルスの 侵入防止，拡散防止に 御協力をお願いします

「豚熱」は、「豚熱ウイルス」による感染力の強い家畜伝染病です。九州・北海道以外の地域で、野生イノシシの間で「豚熱ウイルス」が拡がっており、養豚場で「豚熱」の発生が続いています。

山林に食べ残した飲食物(特に豚肉製品)を放置するとイノシシが食べて病気に感染する可能性があります。

病気に感染してしまったイノシシが病原体を持ち運ぶことで、養豚場の豚に病気を拡げる恐れがあります。

また、病気が感染したイノシシのフンや泥が付着した靴底や車のタイヤなどにより、病気を拡げる可能性もあります。

山林に飲食物を捨てない！

ごみは持ち帰る！

靴の泥は山で落とす！

豚熱ウイルスを、山林に持ち込まない！
持ち帰らない！対策にご協力をお願いします。



鹿児島県農政部畜産課 TEL 099-286-3224

山林に立ち入る皆さまへ

豚熱ウイルスの拡散防止に ご協力をお願いします。



野生いのししの中で豚熱という病気が広がっています。
人間に感染することはありませんが、
豚に感染して養豚業に大きな被害を与えます。

ウイルスを山林から持ち帰らないよう、ご協力をお願いします。

買ガール

イラスト：福山の涼ひる
©Kobun no M. Shoyama

1

ウイルスは土にも含まれます。靴の泥は山で落としましょう。

2

いのししを誘引しないよう飲食物は捨てずに持ち帰りましょう。

3

家畜がいる施設に近寄らないようにしましょう。

4

いのししの死体を見つけたら管轄の自治体に連絡して下さい。



公益社団法人
中央畜産会
JAPAN LIVESTOCK
INDUSTRY ASSOCIATION

農水省HP

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/consumer.html>



狩猟される皆様へ

- 平成30年9月以降、国内の養豚場で豚熱の発生が継続し、野生イノシシでも山口県、高知県など34都府県で豚熱陽性が確認されており、県内への豚熱ウイルスの侵入リスクが高まっております。
- イノシシで豚熱が発生した場合、発生地域のイノシシ肉の利用が制限される可能性があるなど、狩猟にも大きな影響があります。
- 県内の野生イノシシにおける豚熱の清浄性を維持するために、皆さんの一人一人の洗淨・消毒が重要です！！

ウイルスがいる場所

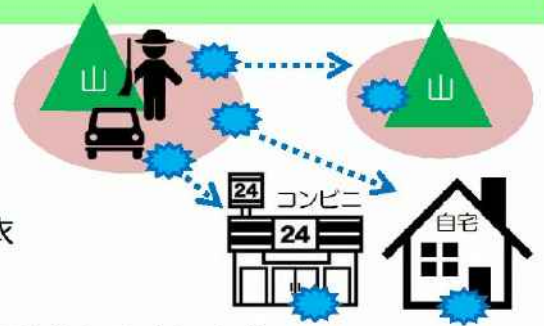
- 豚熱感染イノシシが確認された地域は特に要注意です。
- 感染したイノシシは糞便中などにウイルスを排出し、環境中（土壌、植物など）を汚染します。
- 環境中にウイルスがいる山に入ると、靴、車両のタイヤ、猟具等に付着して豚熱ウイルスを拡散させるおそれがあります。



感染を広げないために必要な行動

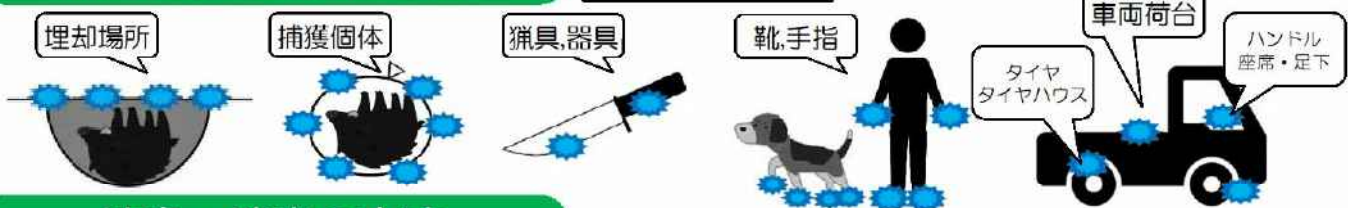
いつ、何をすればいいの？

- 狩猟した後、大きく移動する際に「洗淨」・「消毒」。
(具体的には、別の山へ移動するとき、山を降りるとき、移動途中でコンビニなどに立ち寄りするときなど)
- 自家消費用の解体時には、使い捨てゴム手袋、衛生的な着衣（レインコート、防護服等）を使用。
※レインコートは使い捨て又は洗淨・消毒
- 解体後の内臓等は、放置せず二重に袋につつみ持ち帰り、衛生的に確実に廃棄。
やむを得ない場合は消毒等を適切に行い、公衆衛生の確保に十分配慮したうえで適切に埋置。
- 自家消費の目的であっても、肉等を豚熱陽性確認地域から持ち出さない。
※「豚熱感染確認区域におけるシビエ利用の手引き」に従ってシビエ利用する場合は除く。
- 自宅に帰ってから、特に念入りに「洗淨」・「消毒」。次の猟場にウイルスを持ち込まない。



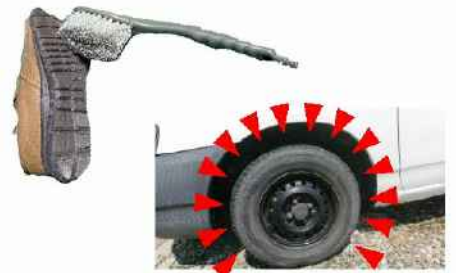
消毒を行う場所・もの

洗淨する場所



洗淨・消毒の方法

- 靴の裏、タイヤ周り、器具（ナイフなど）
→ ブラシなどを使いながら逆性石けん液などで土や血液などの汚れを落とす。
- 消毒は、洗淨後をお願いします。
→ 逆性石鹸やアルコール、消石灰の乳液（粉でも可）をスプレーやジョウロ、噴霧器でかけてください。



お問い合わせ先

豚熱関係 県農政部 畜産課 家畜衛生係 各家畜保健衛生所 TEL:099-286-3224
 狩猟関係 県環境林務部 自然保護課 野生生物係 TEL:099-286-2616

鹿児島県